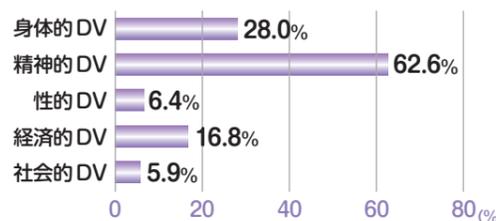


配偶者からの暴力(DV)の被害経験

- 約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。
- 暴力のいずれの行為も、女性の方が被害経験者の割合が高い。
- 女性の約10人に1人は何度も暴力を受けている。

出典：『女性に対する暴力の現状と課題』
内閣府男女共同参画局（令和4年6月）

令和3年度前期にDV相談+(プラス)に
よせられた相談内容



内閣府「令和3(2021)年度前期「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書」の相談内容より、配偶者からの暴力のみ抽出。

出典：『令和4年版男女共同参画白書』
内閣府男女共同参画局編

特集 DVのない社会へ… 知ることから始めよう

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、被害者の心身を傷つけるばかりか、子供にも深刻な影響を及ぼす重大な人権侵害です。

私たち一人ひとりがDVを社会全体の問題としてとらえ、いかなる暴力も許さないという意識を共有するために、また、DVで苦しむ人たちが自らの被害に気づき、声をあげやすい社会を築くためにも、多くの方にDVについて知っていただきたいと思います。

そこで、今回の特集前半では、NPO法人全国女性シェルターネットワーク共同代表の北仲千里さんにDVの問題点などについて解説していただきました。さらに後半では、ひとりで悩みを抱えている方へ伝えたい情報などをまとめました。

DVのない社会をめざして、一步を踏み出しましょう。

寄稿

顕在化してきたDV
—今、私たちにできること—

—NPO法人全国女性シェルターネットワーク 共同代表—

北仲千里さん



ドメスティック・バイオレンス（DV）は、夫婦や恋人など親密な関係の中での虐待のことである。DVは殴る蹴るなどの身体的暴力とイコールでもないし、対等な関係性の夫婦の夫婦げんかとも同じではない。それは、いろんな方法をつかって、相手を自分のペットか奴隷のように扱い、相手の気力や自己決定を奪っていくことで、身体的な暴力は無くても、かなり深刻な場合もある。例えば、行動の監視・コントロール・束縛（しよっちゅう携帯メールなどで行動を報告させる、誰と会ってもいいか許可/禁止、外出を制限する、着る服を命令・指定する、すぐ浮気を疑う）、精神的ないじめ（ひどい言葉で相手をバカにする、侮辱したり、自尊心を傷つける

ようなことを言う、一晩中正座をさせられ説教される、怒鳴る、相手の話をいつも無視する、ストレスのやつあたりをする、「誰のおかげで食べられるんだ」と言う、病気で寝込んでいる時でも静養させず家事をさせる）などのこともある。これらの精神的DVは、最近では「モラル・ハラスメント」（モハラ）と呼ばれるようになってきている。

ひとつ強調しておきたいのが、DVは決して「女性の問題」ではないということである。まず、日本のDV防止法のDVの定義は、性別にかかわらず適用される。女性から男性へのDVもケースとしては存在するし、レズビアンやゲイなどの同性カップルの中にもDVは存在する。ある意味、「恋愛」とか「交際」

ひとつ強調しておきたいのが、DVは決して「女性の問題」ではないということである。まず、日本のDV防止法のDVの定義は、性別にかかわらず適用される。女性から男性へのDVもケースとしては存在するし、レズビアンやゲイなどの同性カップルの中にもDVは存在する。ある意味、「恋愛」とか「交際」

顕在化してきたDV

DVや性暴力に遭いやすく、「女性だから虐待している、バカにしてもいい、レイプしてもいいんだ」と男性加害者が考えている社会を土台に起きるDVや性暴力などを、「ジェンダーに基づく暴力（Gender-based Violence、GBV）」という。私たちが今、一番しなければいけないのは、加害者の男性に「なぜ、あなたは、そんなことをするのか」と問い、どんな男性たちがなぜ、何を思っている顔をしてそんな虐待を行うのかをじっくりと突き止め、それはしてはいけないことだと彼らに伝え、そして自分の行った虐待に対する責任をきちんと取らせることである。

DVは、自分で交際や結婚した人から受けるものなので、自分でもなかなか被害を被害だと気づきにくい。他人から見たら「別れたらいいのに」と思うが、被害をうけてもまだ、自分よりも、暴れる相手のことのほうを心配していることも多い。そして、「逃げられるはずがない」という心理にはまりこんでいたり、「個人的なことだし他人には話せないこと」と感じていたりもする。しかし少しづつDVや児童虐待への理解が広まり、自分はDVを受けている、友人や親がDVを受けていると気づく人も以前よりは増えてきたよ

うに思う。また、コロナ禍で世帯主に家族全員分の10万円の特別給付金が配られたときに、DVや虐待で家族から逃れていて、（住民票を移していないので）給付金を受け取れない人がいるということに目が向けられた。国は、DVや虐待で家を出た人は、申し出れば給付金を受け取れるような特別措置をとった。日経新聞報道によると、この特例を横浜市だけで1280人、大阪市で954人が利用したという。しかし、問い合わせ窓口には、むしろ、現在相手から逃げずに一緒に暮らしている人たちからの、「家族分の給付金を世帯主である夫が全部勝手に使ってしまう」という相談が殺到した。いわゆる経済的DVの存在がこれほど可視化されたのは初めてではないかと思う。

「結婚」というものが、相手を自分の思い通りにしたい、自分だけのものにしたいとか、身内だからこそイライラをぶつきたいというような支配の「動機」を生みだし、そして、愛情や性関係、同居状態や生活の問題などが、被害者が相手からなかなか離れられない構造を生み出してしまっている。とはいえ、DVで苦しんでいる人は圧倒的に女性が多く、加害者には男性が多いのも事実である。つまり、私たちのこの社会は、男性をDVや性暴力の加害行為を行う人物に育てがちで、また、男性がDVやセクハラなどをしていても許されがちであり、女性は経済的自立をするのが難いためDVの支配からなかなか逃れられないのである。このように、女性が、女性であるために

へのサインは不要という見解を厚労省が出した。また、性犯罪改正を議論する法務省法制審議会でも「配偶者間の性暴力も犯罪であることを明記」する方向で議論がされている。

だから今、私たちがすべきことは、まず、「DVは存在するんだ」と認識することであり、シングルマザーなど多様な家族がいることを認めながら、DVを減らすために、また被害者を救うために何をすべきかに関心を持つことである。日本では現在、被害者を支援できる人や資源が圧倒的に足りないが、本年5月に「困難女性支援法」が成立し（2年後に施行）、ようやく相談支援が本格的に整えられる条件ができてきた。給付金のこと、中絶のこと、相談窓口のこと、一つ一つ注目していきたい。

◆◆北仲千里さんプロフィール◆◆
名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程修了
広島大学ハラスメント相談室 准教授
専門は社会学（特にジェンダー論）
1997年頃より「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」設立にかかわる。
現在、NPO法人全国女性シェルターネットワーク共同代表、NPO法人「性暴力被害者サポートひろしま」代表理事、内閣府男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会委員、ほか
主な著作：『アカデミック・ハラスメントの解決』横山美栄子共著（寿郎社 2017）、『脱セクシュアル・ハラスメント宣言 法制度と社会環境を変えるために』伊藤和子・角田由紀子編、『大学でのセクシュアル・ハラスメント』（かもがわ出版 2021）